

## 1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、トラック・バス所有事業者が一定の燃費改善効果又は二酸化炭素排出削減効果を有する電動化対応トラック・バスを導入する事業に要する経費を補助することにより、電動化対応トラック・バスの導入が加速され、トラック・バスの運行においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は、二酸化炭素削減効果について事業報告書を提出していただくことになります。また、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとともに、導入車両及び充電設備が補助事業によるものである旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

## 2. 補助対象事業の要件

- (1) 本事業は、事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの（以下「電動化対応トラック」又は「電動化対応バス」という。）及び充電設備を導入する事業を対象とします。

なお、電動化対応トラックについては車両総重量（ベース車両における車両総重量をいう。以下同じ。）2.5 t 超、電動化対応バスについては定員11人以上とします。また、電動化対応トラック及びバスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとします。

- ① 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）
- ② ハイブリッド自動車（バッテリー電力によるモーター駆動が車両駆動力となるもので、かつ、下表第1欄の区分ごとに第2欄に掲げた燃費改善効果を得られるものであること。）

1 区分			2 燃費改善効果
トラック	大型	車両総重量 12t 超	2015 年度燃費基準+10%達成
	中型	車両総重量 7.5t 超 12t 以下	
	小型	車両総重量 2.5t 超 7.5t 以下	2015 年度燃費基準+15%達成
バス	大型	車両総重量 3.5t 超	2015 年度燃費基準+10%達成
	中型	車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下	
	小型	車両総重量 2.5t 以下	2015 年度燃費基準+15%達成

### ③ 充電設備

ア 本事業による電動化対応車として導入される電気自動車（先進環境対応トラック・バス導入加速事業において、導入された電気自動車を含む。）の充電に必要な充電設備であること。

イ 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。

ウ 充電設備は、普通充電器及び急速充電器とし、普通充電器は JARI 認証を、急速充電器は CHAdeMO 認証をそれぞれ取得するなど安全性が確保されていること。

なお、導入車両については、これら①～②の要件に該当するものとして、JATA のホームページに掲載する事前登録情報に記載された車両を導入する事業を対象とします。

- (2) 補助対象車両は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 4 日（補助対象車両を購入後に交付申請する場合は令和 2 年 1 月 31 日）までに新車新規登録する（された）車両であること。（割賦販売による所有権留保は認められません。）

### 3. 補助対象事業者及び補助対象車両

本事業において、補助金の交付を申請できる者（補助対象事業者）は下表第 1 欄に掲げる補助対象車両（電動化対応トラック又はバス）について同第 2 欄に掲げる者となります。なお、補助対象車両は、JATA のホームページに掲載する事前登録情報に記載された車名、型式等に該当する車両とします。

1 補助対象車両	2 補助金の交付を申請できる者（注1）
電動化対応トラック ・電気自動車 ・大型ハイブリッド自動車 （車両総重量 12 t 超であること。）	① 又は③（①に貸し渡す者に限る。）

<p>電動化対応トラック ・ハイブリッド自動車</p>	<p>① 又は③（①に貸し渡す者に限る。） ただし、補助対象車両を貨物自動車 運送事業（注2）以外の事業（以下「自 家用トラック使用事業」という。）の 用に供する場合に限る。</p>
<p>電動化対応バス（定員 11 人 以上に限る。） ・電気自動車（プラグインハ イブリッド自動車を含む）  ・ハイブリッド自動車</p>	<p>② 又は③（②に貸し渡す者に限る） ただし、補助対象車両を旅客自動車 運送事業（注3）以外の事業（以下「自 家用バス使用事業」という。）の用に 供する場合に限る。</p>

（注1）①～③は以下のとおり

- ① トラックを事業の用に供する者。
- ② バスを事業の用に供する者。
- ③ トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者（①又は②に貸し渡す者に限る。）

（注2） 貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物運送事業」という。）、同法同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業（以下「特定貨物運送事業」という。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物運送事業」という。）をいう。

（注3） 旅客自動車運送事業とは、道路運送法（昭和二十六年法律第183号）第3条各号に規定する旅客自動車運送事業、又は同法第78条に規定する自家用自動車による有償での市町村の区域内の住民の運送その他旅客の運送事業をいう。

#### 4. 補助金額等

- （1） 自動車の補助基準額は、補助対象となる電動化対応自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の2分の1（ハイブリッド自動車）又は3分の2（電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。））となります。
- （2） 充電設備の補助基準額
  - ① 充電設備の価格と充電設備工事費の和（JATAが必要と認めた額の

## 補助対象事業者、補助対象車両、申請方法の関係

**表1 電動化対応トラック（車両総重量2.5t超）**

注1)	トラックを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV	○	○	○	○注6)	標準車との差額注4)の2/3
HV	○	○ (車両総重量12t超)	○	○注6)	標準車との差額の1/2
		× (車両総重量12t以下)			

表2 電動化対応バス（定員11人以上）

注1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用注5) (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV・PHV	○	×	○	○注6)	標準車との差額注4)の2/3
EV	○	×	○	○注6)	標準車との差額の1/2

表3 電気自動車用充電設備

	申請事業者	申請の方法	補助金額
EV・PHV	本事業（先進環境対応トラック・バス事業を含む。）で導入するEV・PHVの充電に必要な充電設備を導入する事業者に限る。	通常申請注2)	JATAが認めた額の1/2

注1)・EVとは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている電気自動車

・HVとは、エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車(ハイブリッド自動車)

・PHVとは、外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)

注2)申請に係る車両又は充電設備を購入する前に「補助金交付申請書」を提出する場合

注3)申請に係る車両を購入後、「補助金申請書兼完了実績報告書」を提出する場合、

注4)同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と補助金申請自動車の価格(架装物等動力構造以外の部分に係る費用を除く)の差額

注5)自家用バスによる有償旅客運送事業者を除く

注6)国土交通省の型式指定申請車、新型届出車であること。又は先進環境対応トラック・バス導入加速事業の平成28～30年度において補助対象車両として申請実績があり、かつ、パワートレイン系の改造内容が変更されていないこと。